生活だより

安心できる生活のために

長崎市立緑が丘中学校 R5.4.18

始業式,入学式から1週間が過ぎましたが,新しい環境には慣れましたか? 新しい学級,新しい教室,新しい仲間,新しい先生……そのような中で,自分では感じていないかもしれませんが,どこか緊張したままで生活している人もいるのではないでしょうか? 上手に気分転換することも必要ですね。

さて、この生活だよりでは、特に学校生活で気になる点や注意してもらいたいことなどを紹介していきます。生徒の皆さんが安心して学校生活を送ることができるようにという願いを込めて、不定期に発行していこうと思っています。また、これから先の社会で生きていくうえで大事な事を紹介していきますので、しっかり読んでください。

エッ 違法行為なの?

「違法行為」とは、法律に違反する行為のことです。

この生活だよりでは、学校生活や日常生活など、身近な行動に潜む違法行為についてお知らせしていこうと考えています。中学生とは、少年法により刑罰を受ける可能性がある年齢(おおむね12歳以上)です。最近では、スマートホンやインターネットの発達により、知らず知らずのうちに法律に違反してしまうという危険性が高くなっています。万が一、人権侵害等で訴えられたり、警察の捜査を受けたりした場合、「知りませんでした」などという言い訳は通用しないのです。

人に迷惑をかけないため、自分自身がトラブルに巻き込まれないために、法律に関する知識をつけてほしいと思います。

さて、第1回目は、『掲示物へのいたずら』を取り扱います。

掲示物へのいたずら

例:意図的に(わざと)掲示物を破損する、落書きなどをする、汚す、傷をつけるなど

- ●抵触(法律や条例などに違反)するおそれのある罪名
 - : 器物破損罪(刑法261条) 他人の所有物を破損, 傷害すること
- ●刑罰・・・3年以下の懲役または30万円以下の罰金もしくは科料(金銭罰)
- ●破損していなくても、心理的に使用できない状態にするような行為、その掲示物が本来持っている価値を低下させるもの(例:意図的に汚物等に触れさせる行為や路地の落書きなど)も当てはまる可能性があります。
- ★選挙ポスターを傷つけたり、落書きしたりする行為は、上で紹介した刑罰だけではなく、選挙の自由妨害罪(公職選挙法225条)に抵触する恐れがあります。この法律では、刑罰よりも重く、4年以下の懲役または100万円以下の罰金が科されます。



長崎市では、市長選挙、市議会議員選挙運動の真っ最中ですね。 中学生=『知らなかった』では通用しない年齢 ということを自覚しましょう。

ここが素晴らしい!!

©休み,多くの人がグランドで元気に遊ぶ姿 ©休み終了のチャイムから2分後,グランドには誰 もいなくなり,教室へ向かう姿 先生の指示なしで動いてます!素晴らしい!!